### 飼育届を提出しましょう!

みつばち飼育者(<u>飼育予定者も含む</u>)は、毎年1月31日までに、蜜蜂飼育届を市町へ提出してください。

原則として、みつばちを飼育する全ての方が、届出が必要です。 ただし、以下の場合は不要となります。 養蜂業者に該当せず、 • 花粉交配時期のみみつばちを飼育する者 提 ※作付面積以上に飼育する場合や通年飼育する場合は、届出が必要。 出 ・ 試験研究等のため、密閉空間にてみつばちを小規模に飼育する個人 対象者 ※研究目的で個人以外の者が飼育する場合は、届出が必要。 ・蜂蜜・蜜ろう・ローヤルゼリー等を自家用に供するため、小規模に飼育する個人 • 反復利用可能な蜂房を利用しない場合 ※自然巣洞や重箱式等の飼育方法であっても、反復利用している場合は、届出が必要。 また、野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合 ※養蜂振興法上の「飼育」とは、蜂群・蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣箱 の設置・給餌・投薬等のいずれかを行うことであり、「飼育」にあたらないため。 提出先 飼育しようとする市町 提出書類 蜜蜂飼育届

### 【注意事項】

- 飼育届は毎年提出が必要です。
- 飼育届は飼育許可ではありません。
- ・ 届出提出後も、①蜜源に対して蜂群が著しく過剰になる場合、②既存の 飼育者と蜂群が隣接する場合は、当事者間の協議の上、<u>巣箱設置箇所の</u> 再検討や蜂群減が必要となる場合があります。

## 巣箱の設置場所は、周辺の環境に十分配慮して決めましょう。

近年、洗濯物や車両がみつばちの糞で汚染されたり、多くの蜂が飛び交い、蜂に刺される等住民トラブルになるケースが発生しています。

特に住宅地等で飼育する場合は、以下のことに十分注意してください。

- (1) 飼育しているみつばちが、周辺の人や家畜等を刺したり、洗濯物や車に 糞をし、迷惑をかけるおそれがないか。
- (2) 飼育しているみつばちが、スズメバチ等を引き寄せ、周辺の人や家畜等を刺し、被害を及ぼすおそれがないか。







新しい巣を形成するさい(分蜂)、 多数(数千匹~1万匹程度)の蜂が、 家の軒下や樹木等に群がる。

## (参考) 蜜蜂飼育届の書き方(例)

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂 飼育 届

令和○年○○月○○日

長崎県知事

現住所 長崎市尾上町3-1 長崎 太郎 氏名又は名称及び代表者氏名 電話番号 000-0000-0000

**くより下記のとおり蜜蜂飼育戸** 複数の場合、"下記のと 下の飼育計画の1月1 おり"でも可とします。 日時点の蜂群数と一致 させてください。 年1月 (在蜜蜂飼育状況 場所 蜂群数 長崎市尾上町3-1 合計 10 群 (うち日本蜜蜂 10 群)

年蜜蜂飼育計画 ①:採蜜群、②:花粉交配用、 群の種類 ③:育成群 のどれかに〇をつ 蜜 成 けてください。 粉 育場所 最大計画蜂 交配 群 用 ≪記入例≫ 合計 10 群 1月 1 H  $\bigcirc$ 12月31日 長崎市尾上町3-1 (うち日本蜜蜂 群) 10 合計 月 日 (うち日本蜜蜂 月 日 合計 字番地まで詳しく 記入してくだ 日本蜜蜂のみの蜂群数も記入し 蜂 さい。もしくは緯度・経度の表示 てください。 か地図の添付をお願いします。 日本蜜蜂を飼育していない場合 蜜蜂 は0(ゼロ)と記入してください。 合計 群 (うち日本蜜蜂 群) 月 群 月 合計 Н (うち日本蜜蜂 群) 月  $\exists$ 合計 群 月 日 (うち日本蜜蜂 群) 月  $\exists$ 

- 備考(1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話番号等が望ましい。
  - (2) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入する こと。なお、地図の添付等でも可とする。
  - (3) 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
  - 「群の種類」欄の採蜜群、花粉交配用、育成群のどれかに○をつけること。 (4)

#### 【提出に当たっての留意事項】

- ・養蜂振興法第8条の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関
- ・個人情報の取扱いに当たっては、県の養蜂の振興に必要な節

〈参考情報〉

該当する組合名

地区養蜂組合

転飼調整の有無(該当を○で囲む) 有 ・ 無

養蜂組合に加入されている場 合は、組合と連絡のうえ、以下 に記入してもらってください。

### 全般的な問い合わせについて

長崎県農林部畜産課

所:長崎市尾上町3-1

電話番号:095-895-2954 FAX:095-895-2593

# ミツバチを飼育する方々へ



### 都道府県への飼育届の提出

- ★ ミツバチを飼育する全ての者は、毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。(養蜂振興法第3条第1項、第14条)
- ★ セイヨウミツバチ、ニホンミツバチ、どちらも届出が必要です。
- ★ 「自然巣洞」や「重箱式」等の飼育方法でも、反復利用している場合は届出が必要です。
- ★ 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要であり、調整の結果次第で飼育場所の再検討や蜂群数の減群等を求められる場合もあります。

## ミツバチの飼育の際に気を付けること

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があるので注意が必要です。

よくあるトラブル

### 刺傷事故

○ ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、**理解を得ておきましょう**。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

### フンの被害

○ ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や 車を汚してしまうことがあります。**飼育場 所の周辺には十分配慮しましょう**。

### スズメバチ



○ 秋になると、ミツバチを餌とするスズメ バチが巣に飛来することがあります。スズ メバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺さ れることがあるため大変危険です。

### ふそ病やバロア症(ダニ)などの被害

○ 適切な管理を行っていないと、ふそ病や バロア症(ダニ)などの病気の温床となり、 他の養蜂家にも影響を与えることがありま す。マニュアル等を参考に適切に管理しま しょう。また、異常が見られた場合は近隣 の家畜保健衛生所に連絡してください。

### トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、**ご自身で勉強するとともに、地域の実情に詳しい方が行う講習会の受講や既に蜜蜂の飼育を行っている方から助言を受ける**など、適切な対応を取るようにしましょう。

(問い合わせ先)

長崎県畜産課 TEL: 095 - 895 - 2954 農林水産省 畜産局畜産振興課 TEL: 03 - 3591 - 3656

(ミツバチ飼育の技術指導手引書関係)

長崎県養蜂協会 TEL: 095 - 885 - 2453 (一社) 日本養蜂協会 TEL: 03 - 3297 - 5645

## 腐蛆病(ふそびょう)について

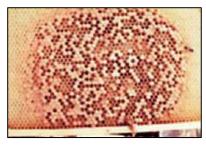
### ふそ病

★ ふそ病はふそ病菌(アメリカふそ 病菌・ヨーロッパふそ病菌)により 発症する疾病で、家畜伝染病予防法 により法定伝染病に指定されていま す。蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂 取したときに、発症し死亡します。



←アメリカふそ病に よって死亡した蜂児

感染していると棒を巣 房に差し込み引き出す と糸を引いた状態にな ります。



↑ヨーロッパふそ病に

よって死亡した蜂児

写真:: (一社) 日本養蜂協会より

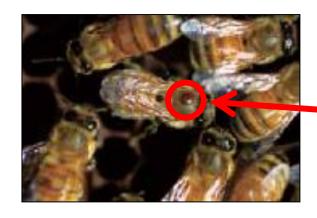
### 感染予防

★ ふそ病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止 します。盗蜂(ミツバチが他の巣の蜜を盗む行 為)も感染原因となるため発生群の適切な処理が 必要です。

## バロア症(ダニ)について

### バロア症

★ バロア症はミツバチの外部に寄生するミツバチへギイタダニによる疾病で、 届出伝染病に指定されています。寄生したミツバチを弱らせて養蜂業に経済 的被害を与えています。





ミツバチヘギイタダニ

### 感染予防

- ★ 感染予防には成蜂や蜂児の移動禁止などの管理対策が必要です。また、寄生 したダニを駆除するため、殺ダニ剤による薬剤処理等の対策を行います。
- ◎ ふそ病やバロア症の防除技術など養蜂の飼養管理に関するマニュアル等の情報は以下のサイ トに掲載されているので参考にしてください。

http://www.beekeeping.or.jp/technology

(令和5年12月改正)

# 【蜜蜂飼育者の皆様へ】

## 配置調整へのご協力をお願いします。

限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく最大限利用するためには、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた蜂群の配置調整が必要です。

### ポイント

- ★ 蜜蜂を飼育する全ての方は、毎年1月末までに、飼育届を住所地の 都道府県に提出する必要があります。
- ★ 今般、蜂群の配置調整の対象となる「養蜂業者※」の範囲が拡大されましたので、ご注意ください。
  - ※ 試験研究用又は蜂蜜等の自家消費のために小規模で蜜蜂を飼育する個人を除き、 反復継続して蜜蜂を飼育している場合は、養蜂業者にあたります。
- ★ 飼育届は、提出をもって飼育が許可されるものではなく、提出後に 蜂群の配置調整が必要となる場合があります。
- ★ 飼育計画に基づかない蜂群数の増加や飼育場所の変更は、飼育変更 届の提出が必要になるとともに、改めて蜂群の配置調整が必要となる 場合があります。
- ★ 不適切な管理による病気の発生は、地域の適正な蜂群配置等に悪い 影響を与えます。<

## お願い

飼育届の徹底と都道府県による蜂群配置の適正化への ご理解・ご協力をお願いします。

蜜蜂飼育者間のトラブルの回避や、限られた蜜源の有効活用、 疾病まん延の防止等に寄与します。

### 〇お問い合わせ先〇

農林水産省畜産局畜産振興課

TEL: 03-3591-3656 (ダイヤルイン) メールアト゚レス: beekeeping@maff.go.jp

長崎県畜産課

TEL: 095-895-2954 メールアト・レス: s07080@pref. nagasaki. lg. jp

## 花粉交配用ミツバチの利用後は適切な処置を!

花粉交配用ミツバチを適切に扱い、伝染病のまん延を防止することで、 持続的に養蜂と園芸生産を行うためのルールを紹介します。



ふそ病の検査を行わずに県外に出荷されるミツバチや、 花粉交配に利用した巣箱が適切に処置されず、屋外に 長期間放置されている事例が見受けられます。



### ふそ病検査済みのミツバチを購入しましょう

◆シミツバチを県外から導入する際には、ふそ病について異常がない 旨の証明のあるミツバチを導入しましょう。

### ミツバチは適切に管理、使用後も適切に処置しましょう

- 🕠 特に**露地栽培**で使用する場合、病気のまん延のリスクが高まります。
- ◆ 使用中にミツバチの様子がおかしいと感じた場合や、焼却に当たり、 どうしたら良いかわからないなど、お困りごとがあるときには、購入又はリース元の養蜂家や家畜保健衛生所に相談してください。

農作物の作付規模に比べて著しくミツバチが多い場合や、通年飼育を行う場合には養蜂振興法に基づき、都道府県への届出が必要になります。

## 出荷の際はふそ病検査を受けましょう

ふそ病のまん延防止のため、県外の園芸農家へ花粉交配用ミツバチを出荷する際には、お近くの家畜保健衛生所でふそ病の検査を受け、 異常がない旨の証明を取得しましょう。

ミツバチ及びふそ病の病原体を広げるおそれのある物品の県の範囲を越える移出入については、家畜伝染病予防法第32条第1項により原則制限されており、移出入には都道府県によるふそ病の異常がない旨の証明が必要になります。

- ◆ また、使用後の適切な焼却・返却について、園芸農家への周知を徹底してください。
- 近年、ダニによる被害も深刻化しているため、出荷の際にはふそ病だけでなくダニのチェックも行いましょう。

## 園芸農家にも知ってもらいたいミツバチの病気

### ▶ 腐蛆病(ふそびょう)について

ふそ病はふそ病菌(アメリカふそ病菌・ヨーロッパふそ病菌)により発症 する疾病で、家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。蜂 の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡します。

#### まん延防止対策

ふそ病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。盗蜂(ミツバチが他の巣の蜜を盗む行為)も 感染原因となるため発生群の適切な処理が必要です。



100

よって死亡した蜂児

←アメリカふそ病に

↑ヨーロッパふそ病に よって死亡した蜂児

写真: (一社) 日本養蜂協会

### ▶ バロア症(ダニ被害)について

バロア症はミツバチの外部に寄生するミツバチへギイタダニによる疾病で、 届出伝染病に指定されています。寄生したミツバチを弱らせて養蜂業に経済 的被害を与えています。

#### まん延防止対策

まん延防止には成蜂や蜂児の移動禁止などの管理対策が必要です。また、 寄生したダニを駆除するため、殺ダニ剤による薬剤処理等の対策を行いま す。



ミツバチヘギイタダニ

# ☞ 園芸農家の皆様へ ☞

ミツバチの伝染病についての知識を持ち、利用時の伝染病のまん延のリスクについて正しく理解し、適切な管理と利用後の焼却や返却を心掛けましょう。 適切な処置が、花粉交配用ミツバチの安定確保、さらには園芸作物の安定生産 につながります。

#### 農林水産省

畜産局畜産振興課 TEL: 03 - 3591 - 3656 農産局園芸作物課 TEL: 03 - 3593 - 6496 消費・安全局動物衛生課 TEL: 03 - 3502 - 8292 長崎県畜産課

TEL: 095 - 895 - 2954

※園芸農家へ販売(貸付)する巣箱への貼付用シールの参考例としてご活用下さい



# 使用後のミツバチは 確実に処置しましょう!

★ どのように処置したら良いかわからないなど、 お困りごとがあるときには、以下の連絡先又はお 近くの家畜保健衛生所に相談してください。

(販売(貸付)元) ○○養蜂園(電話)○○-○○-○○○

